附則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成三十年三月三十一日から適用する。

(農林中

-央金庫

法

施行

規則第百十二条第六号等の

規定に基づき、

同

令第百十二条第六号及び第百十三条第

四号の農林水産大臣及び金融庁長官が 別に定めるものを定める件 が 一 部改正に伴う経過措置

第二条

この告示

 \mathcal{O}

適

用の

日に

終了する事業年

度に係る開

示

事

項のうち、この告示による改

正後の

農林

中

央

金 庫 法 施 行 規 則 第 百十二 条第六号等 \mathcal{O} 規定に基づき、 同令第百十二条第六号及び第百 十三条第四 号 \mathcal{O} 農 林

水 **定大臣** 「及び金 融 庁長官が別 に 定めるものを定める件 . 第 一 条第四 項又は第二条第四 項 \mathcal{O} 規定によ ŋ 莂 紙 様

式によって作成するものについては、 附則別紙様式によっても、 作成することができるものとする。